

今回は、前田・中村両議員の9月議会報告、「ポートピア問題」について、住民訴訟中の「政務調査費問題」について、津幡町の財政について、以上4項目について報告や話し合いをおこなった。予定の2時間はあっという間に過ぎ、延長しなければならないほどであった。参加者より真剣な質問や意見が次々に出され、中身の濃い学習会であった。

1. 9月議会報告

中村議員より

- ・ 国は、政権交代をしたが、地方はまだまだ変わらない。
- ・ 常任委員会の傍聴は条例で認められているにもかかわらず、そして傍聴を求め続けて3年もたつというのにいまだに傍聴できないのはどういうことか。
- ・ 能瀬地区での「ポートピア説明会を求める署名集め」の取り組みと結果について。
- ・ 広報調査委員会（議会だより）の問題点
議会だよりに写真（たとえば「ポートピアはいりません NO！」の看板の写真）の掲載が認められない。一般質問の原稿の内容やテーマまでが、委員長や主流派の意見で変更されてしまう。
- ・ 福祉をテーマにして今後も取り組みたい課題
地域医療について。買い物難民をなくするよう、バス事業、交通問題について。
介護について。子育て支援について。身障者や発達障害等の問題について。
- ・ 町財政チェックの強化

前田議員より

- ・ 広報委員会（議会だより）の問題点
議会で発言した議員本人の趣旨が尊重されない。編集姿勢が公平中立ではない。
本年度より常任委員会の正副委員長が担当となった。総務常任委員会の特例。
- ・ 議会では、常に積極的な情報開示を求める立場から質問している。
ポートピア計画変更の情報について（みどり市と津幡町の食い違い情報）
教育委員会の危機管理について（インフルエンザ対策の意識、委員の公募を）
ホームページでの情報公開度アップを図れ（交際費は支出内容も明らかにせよ）
- ・ 津幡小の改築工事について。共同企業体として落札…落札率95%

（津幡小学校の改築工事に係る参考資料）

入札日	入札方式	入札件名	予定価格 (税抜き)	落札業者	落札価格 (税抜き)
H21.8.20	一般競争	津幡小学校 校舎棟・屋内運動場棟 改築工事(機械設備)	291,000,000	津幡・山藤・岸特定建設工事共同企業体	266,000,000
H21.8.20	一般競争	津幡小学校 屋内運動場棟 改築工事(電気設備)	18,800,000	(株)松村商会	18,150,000
H21.8.20	一般競争	津幡小学校 校舎棟 改築工事(電気設備)	188,100,000	勝崎・河北・川崎特定建設工事共同企業体	180,000,000
H21.8.20	一般競争	津幡小学校 屋内運動場棟 改築工事(建築)	322,800,000	兼六・近藤・山崎特定建設工事共同企業体	307,000,000
H21.8.20	一般競争	津幡小学校 校舎棟 改築工事(建築)	1,416,900,000	豊蔵・表・アライ特定建設工事共同企業体	1,350,000,000

2. 「ポートピア問題」について

- ・市民グループ「風」は、どの党にも属さない。今回の衆院選挙では個人資格で近藤氏を応援した。衆院選で津幡町の1000票差による民主党の勝利は画期的なものであった。
先日、近藤氏と会い、津幡のポートピア問題について、より深く理解していただくため、これまでの経緯や現状、反対理由などを説明した。国交省への要望書は、民主党のルール決定後に近藤議員を通して提出する。
- ・ポートピア推進本部はなくなり、笹川記念会館内に（財）競艇振興センターがあり競艇振興会場外発売推進部で推進。
- ・日本財団による競艇収益金の仕組み（現在競艇売上げ約1兆円、したがって日本財団に2.6%の260億円が入りその一部が福祉寄付に貢献？）
オラレ（コミュニティスペースを併設した場外発売場）について。
- ・全国の状況 24 競艇場、40 箇所のポートピア、ミニポートピア、オラレと増加。
- ・全国各地でポートピア設置の強引な地元同意の取り付け等問題が起きている。
- ・ポートピア反対市民連絡会早期立ち上げの必要性。

3. 津幡町議の政務調査費問題について

津幡町議会政務調査費の交付に関する条例及び規則（抜粋）

- ・ 条例第9条第1項
政務調査費の交付を受けた議員は、規則で定める収支報告書を作成し、これに証拠書類の写しを添えて議長に提出しなければならない。
- ・ 条例第9条第4項
議長は収支報告書等（収支報告書及び証拠書類の写し）の提出があったときは、当該収支報告書等を町長に送付しなければならない。
- ・ 条例第11条第1項
収支報告書等はこれを受理した議長において5年を経過する日まで保存しなければならない。
- ・ 条例第11条第2項
町内に住所を有する者は、議長に収支報告書等の閲覧を請求することができる。
- ・ 規則第7条
議員は、政務調査費について会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに証拠書類等を整理保管し、5年を経過する日まで保存しなければならない。

(1) 事実経過

- ①公開条例により5年度分の収支報告書及び領収書の公開請求をおこなう。
領収書は非公開を前提に任意に提出される文書として非公開通知。
(朝日、北國新聞では津幡町は領収書添付を義務化と報道)
- ②非公開通知を不服として情報公開審査会に異議申し立てをおこなう。
審査会は、非公開理由を行政文書不存在に訂正した上で異議申し立てを却下。
(通知書の中で、議長も町長も、条例文に領収書と明記されていないから
津幡町の条例は領収書添付を義務付けていないと主張。)
- ③「支払証明書」の内訳を調べた結果、ズサンな会計処理(支払先無記入・年度違いの請求)、架空請求、二重請求、後援会費を含む使途基準に違反した支出が判明。
- ④5年度分の違法、不当な支出の返還と法令遵守を求める住民監査請求をおこなう。
全て却下。
- ⑤住民訴訟に踏み切る。
領収書の添付されない支出は正当な公金の支出とは認められない。したがって8名の議員が5年度にわたって支出した約1,165万円は町に返還されるべき。
- ⑥過去2回の裁判における被告側(町)の主張
 - ・裁判の対象を平成19年5月～平成20年3月までの11カ月分に限定すること。
 - ・「支払証明書」にも一定の意義がある。
- ⑦次回裁判(12月4日)にむけて「風」は、議員別、年度別、科目別一覧表を作成し、指摘事項を(領収書なし・支払先無記入・私的経費等)に分類・整理し、弁護士に提出。

(2) 住民訴訟で判断を仰ぎたいこと。

- ①法令がその趣旨を尊重されて運用されているのか。議員と行政が癒着して法令を歪曲していないのか。その結果、政務調査費(税金)が無駄に使われていないのか。領収書なしで支出のチェックができるのか。
- ②議会選出の監査委員を含む議長経験者が、とりわけ悪質な支出を永年おこなっている事実の認定。
(監査委員は公正な監査を実施できたのか。5年度分の監査が何故行われなかったのか。)

(3) ポートピア問題との共通点

- ①住民の素朴な疑問に正面から答えない。
- ②住民に必要な情報を積極的に提供し、わかりやすく説明しない。
- ③議員の頭数ですべて押し切る。

4. 津幡町の財政について

・財政を調べた理由

町長がポートピアを誘致する理由として、町の財政難を緩和するためというのがあった。本当に財政難なのかどうか確認したかった。

・調査方法と範囲

自治体が年度毎に発表している「決算状況表」から歳入歳出の数字を拾った。津幡町と近隣のかほく市、内灘町について、平成元年から19年度まで調べた。

・現状

①収入は、地方交付税と地方税が増えてきている。これは人口増に伴うものと思われる。

②支出は、地方債発行残高（借金）が増え、200億円近くあるため、その返済のための公債費が急増している。近年は物件費や扶助費も増えている。

③実質公債費比率は、20年度19.9%であり、起債には許可が必要な自治体となっている。

・課題

①現在、約200億円の地方債発行残高（借金）があり、約110億円の予算規模の津幡町にとって、ポートピアからの環境整備費（約2000万円？）は、財政難を緩和するほどの効果をもたらすのか？
地方債発行残高が増えた原因を調べ、健全な財政にする施策を探る。

②物件費や扶助費等、増加した歳出についても原因を調べること。

5. 質問・意見

Q 政務調査費について…領収書添付は社会常識だが1枚もないのか？

A 対外的には領収書添付と言っているが 見せてもらえない。
政務調査費は議員報酬の上乗せという意識が議員にある。

Q 政務調査費は1ヶ月 2万5千円支払われると聞いているが？

A 年間30万円が通帳に振り込まれ1年後に余ったら返す。

Q 住民監査請求の期限は？

A 基本的には1年だが、「怠たる事実」があった場合は期間を限定しない。

Q町は政権交代で変わったか？

A 変わらない、政権が変わったことを町は意識していない。
町の職員の間で不安だとの声を聞く

意見

- ・教育委員は、まだ旧地区から割り当て選んでいる。半世紀変わっていないのはおかしい。教育委員会の傍聴が出来るようになったが、定数は3名に限定され、資料もなく、傍聴席にはロープがはってある。
- ・財政について、内灘町やかほく市と比較するのもよいが、立地環境がよく似ている地域と比較検討するとよい。
- ・常任委員会の傍聴をなんとしても実現させたい。
- ・『議会だより』は私たちの税金なのだから、事実をきちんと伝えてほしい。